

最近公布した条例のあらまし

公布日 令和6年10月7日

厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
1 地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の特例割合を定めるほか、所要の措置を講ずることとした（附則第11項関係及び第12項関係）。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
1 国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に係る罰則の規定を削るほか、所要の措置を講ずることとした（第29条関係）。 2 この条例は、令和6年12月2日から施行することとした。 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。	

公布日 令和6年12月23日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	行政総務課
1 刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されることに伴い、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市職員の分限に関する条例（第1条関係） (2) 厚木市職員の給与に関する条例（第2条関係） (3) 厚木市職員の退職手当に関する条例（第3条関係） (4) 厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（第3条関係） (5) 厚木市消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例（第4条関係） (6) 厚木市ラブホテル建築規制条例（第5条関係） (7) 厚木市情報公開条例（第5条関係） (8) 厚木市行政不服審査会条例（第5条関係） (9) 厚木市個人情報保護条例（第5条関係） (10) 厚木市個人情報保護審査会条例（第5条関係） (11) 厚木市住みよいまちづくり条例（第6条関係） (12) 厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（第7条関係） 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。 3 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとした。 4 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項に	

において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とすることとした。 5 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなすこととした。 6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の厚木市職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすこととした。 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第1号の規定による改正後の厚木市職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第5項並びに第16条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第19条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすこととした。	
厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課 農業政策課 教育総務課
1 新たな附属機関を設置するほか、所要の措置を講ずることとした(別表関係)。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について附属機関の委員に係る規定を加える等の改正を行うこととした。	
厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定することとした(第5条関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。 3 第1条の規定による改正後の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第3項の規定は、その基準日が令和6年12月1日である期末手当から適用することとした。 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととした。	
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。	

(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係及び第2条関係） (2) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第3条関係及び第4条関係） 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。 3 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和6年12月1日である期末手当から適用することとした。 4 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなすこととした。	
厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するほか、所要の措置を講ずるため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。 (1) 厚木市職員の給与に関する条例（第1条関係及び第2条関係） (2) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係） 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。 3 第1条の規定（厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第1項から第4項まで並びに第17条第1項及び第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとした。 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項及び第3項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の規定は、その基準日が令和6年12月1日である期末手当から適用することとした。 5 改正後の給与条例第17条第2項（附則第6項の規定による改正後の厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年厚木市条例第24号）附則第11条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、その基準日が令和6年12月1日である勤勉手当から適用することとした。 6 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなすこととした。 7 厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部について、所要の措置を講ずることとした。	
厚木市建築基準条例の一部を改正する条例	建築指導課

1 建築基準法の一部改正に伴い、耐火建築物に係る主要構造部規制を改めるほか、所要の措置を講ずることとした（第21条関係、第23条関係、第28条関係から第30条関係まで、第32条関係、第41条関係、第42条関係、第44条関係、第45条関係、第50条関係、第52条関係、第54条関係、第57条関係、第59条関係、第66条関係から第68条関係まで及び第70条関係） 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	
厚木市開発許可等基準条例の一部を改正する条例	開発指導課
1 市街化調整区域における農家等住宅及び分家住宅の用途変更に係る許可基準を追加することとした（第6条関係及び第7条関係） 2 この条例は、令和7年1月1日から施行することとした。 3 この条例による改正後の厚木市開発許可等基準条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の許可申請について適用し、同日前にされた同項の許可申請については、なお従前の例によることとした。	

公布日 令和7年1月28日

厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、厚木市市税条例において同法を引用している部分を改めることとした（第16条関係）。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。	

公布日 令和7年1月29日

厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、厚木市職員の育児休業等に関する条例において同法を引用している部分を改めることとした。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。	
厚木市病院事業の設置等に関する条例及び厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院総務課 河川下水道総務課
1 地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例において同法を引用している部分を改めることとした。 (1) 厚木市病院事業の設置等に関する条例（第1条関係） (2) 厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例（第2条関係） 2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。	

公布日 令和7年3月18日

厚木市公文書等の管理に関する条例	行政総務課
1 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすることとした（第1条関係）。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ	

ろによることとした（第2条関係）。

(1) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 特定歴史公文書等

ウ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 歴史公文書等 行政文書その他の文書のうち、歴史公文書等選別基準（市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の諸活動及び歴史を跡付け、又は検証する上で重要な資料となる行政文書その他の文書を選別するための基準として、厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例（令和4年厚木市条例第20号）第1条に規定する厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で市長が定めるものをいう。）に該当するものをいう。

(4) 特定歴史公文書等 歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

ア 第10条第1項の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条第2項の規定により市長に移管されたもの

イ 法人その他の団体又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があったもの（以下「寄贈等文書」という。）

(5) 公文書等 行政文書及び特定歴史公文書等をいう。

3 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによることとした（第3条関係）。

4 実施機関の職員は、この条例の目的を十分認識し、行政文書の作成、整理、保存等を適切に行わなければならないこととした（第4条関係）。

5 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならないこととした（第5条関係）。

6 行政文書の整理について定めることとした（第6条関係）。

7 実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては引き続き保存の措置（市長以外の実施機関にあつては、市長への移管の措置）を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととした（第7条関係）

8 実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切

な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならないこととした（第8条関係）。

9 行政文書ファイル管理簿について定めることとした（第9条関係）。

10 保存期間が満了した行政文書ファイル等の取扱いについて定めることとした（第10条関係）。

11 管理状況の報告等について定めることとした（第11条関係）。

12 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを公表しなければならないこととした（第12条関係）。

13 電子化の推進について定めることとした（第13条関係）。

14 特定歴史公文書等の保存等について定めることとした（第14条関係）。

15 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴史公文書等の利用を請求することができることとした（第15条関係）。

16 利用請求の手続について定めることとした（第16条関係）。

17 利用請求の取扱いについて定めることとした（第17条関係）。

18 利用請求に対する措置について定めることとした（第18条関係）。

19 利用決定等の期限について定めることとした（第19条関係）。

20 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないこととした。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

21 市長は、第17条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならないこととした。

22 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について定めることとした（第22条）。

23 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができることとした（第23条関係）。

24 費用負担について定めることとした（第24条関係）。

25 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しないことと

した（第25条関係）。 26 審査請求に対する諮問等について定めることとした（第26条関係） 27 市長は、特定歴史公文書等（第17条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないこととした（第27条関係）。 28 特定歴史公文書等を移管した市長以外の実施機関が市長に対してその所掌事務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第17条第1項第1号の規定は、適用しないこととした（第28条関係）。 29 特定歴史公文書等の廃棄について定めることとした（第29条関係）。 30 市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした（第30条関係）。 31 指定管理者の文書の管理について定めることとした（第31条関係）。 32 出資法人等の文書の管理について定めることとした（第32条関係）。 33 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする事とした（第33条関係）。 34 この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定めることとした（第34条関係）。 35 この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとした。 36 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとした。 37 施行日から令和8年3月31日までの間における第2条第2号の規定の適用については、同号中 「 イ 特定歴史公文書等 ウ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの 」 とあるのは、 「 イ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの 」 とすることとした。 38 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している行政文書に係る第6条から第11条までの規定の適用について必要な経過措置その他この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定めることとした。	
厚木市犯罪被害者等支援条例	くらし交通安全課
1 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当	

該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした（第1条関係）。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによることとした（第2条関係）。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。

(3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(4) 関係機関等 国、神奈川県その他の地方公共団体、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(5) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。

(6) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

3 基本理念について定めることとした（第3条関係）。

4 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする（第4条関係）。

5 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする（第5条関係）。

6 事業者の責務について定めることとした（第6条関係）。

7 相談、情報の提供等について定めることとした（第7条関係）。

8 市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする（第8条関係）。

(1) 犯罪等の害を被ったことによる経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、支援金の支給その他必要な支援を行うこと。

(2) 犯罪等の害を被ったことにより法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。

(3) 犯罪等の害を被ったことにより日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(4) 犯罪等の害を被ったことにより精神的な苦痛を受けた犯罪被害者等に対し、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。

(5) 犯罪等の害を被ったことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための措置その他必要な支援を行うこと。

9 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場

合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を行うものとする（第9条関係）。 10 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする（第10条関係）。 11 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする（第11条関係）。 12 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとする（第12条関係）。 13 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる（第13条関係）。 14 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとする（第14条関係）。 15 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。	
厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	行政総務課
1 厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（第1条関係） (2) 厚木市情報公開条例（第2条関係及び第3条関係） (3) 厚木市個人情報保護条例（第4条関係） (4) 厚木市個人情報保護審査会条例（第5条関係及び第6条関係） (5) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（第7条関係） 2 この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとした。 3 この条例の施行の際、現に第2条の規定による改正前の厚木市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第21条第1項の規定により設置された厚木市情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）及び第5条の規定による改正前の厚木市個人情報保護審査会条例（以下「旧個人情報保護審査会条例」という。）第1条の規定により設置された厚木市個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）の委員である者は、施行日に第5条の規定による改正後の厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例（以下「新審査会条例」という。）第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、新審査会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開審査会及び旧個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とすることとした。 4 施行日以後最初に行われる新審査会条例第3条の規定による委嘱を受けた同条第2号に掲げる者（公文書等の管理に関する制度に関し、優れた識見を有する者として委嘱を受けたものに限る。）の任期は、新審査会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とすることとした。 5 この条例の施行の際、現に旧情報公開審査会の会長である者又はその職務を代理する委員である者は、新審査会条例第5条の規定にかかわらず、それぞれ、	

施行日に新審査会条例第1条の規定により設置された厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会（以下「新審査会」という。）の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなすこととした。 6 この条例の施行の際、現に旧情報公開審査会若しくは旧個人情報保護審査会（以下これらを「旧審査会」という。）の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第21条第9項又は旧個人情報保護審査会条例第10条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以後も、なお従前の例によることとした。 7 施行日前に、旧審査会において、次に掲げる規定に基づく諮問がされた場合における調査審議については、新審査会条例第2条の規定による調査審議とみなすこととした。 (1) 旧情報公開条例第20条第1項 (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年厚木市条例第18号。以下「議会条例」という。）第48条第1項 (3) 厚木市個人情報保護条例第16条又は議会条例第48条第3項 8 旧審査会は、施行日において、新審査会となり、同一性をもって存続するものとする事とした。 9 この条例の施行日前にした行為に対する旧情報公開条例又は旧個人情報保護審査会条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例によることとした。 10 附則第5項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することとした。 11 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする事とした。	
厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例	行政経営課 公園緑地課 学校施設課 スポーツ魅力創造課
1 受益者負担見直しに関する基本方針に基づき、公の施設に係る使用料等の一層の適正化を図るため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。 (1) 厚木市都市公園条例（第1条関係） (2) 厚木市立学校施設使用条例（第2条関係） (3) 厚木市営体育施設条例（第3条関係） 2 この条例は、一部の規定を除き、令和7年7月1日から施行することとした。 3 この条例による改正後の次に掲げる条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。 (1) 厚木市都市公園条例 (2) 厚木市立学校施設使用条例 (3) 厚木市営体育施設条例	
厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課

	区画整理課 行政経営課
1 附属機関の新設及び廃止をすることとした（別表関係）。 2 この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとした。 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について附属機関の委員に係る規定を加える等の改正を行うこととした。 4 この条例及び厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和7年厚木市条例第6号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする事とした。	
厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 特定任期付職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定することとした（第7条関係及び第8条関係）。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。	
厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の免除について、対象となる子の年齢を改めるほか、所要の措置を講ずることとした（第12条関係、第14条関係、第16条の3関係及び第16条の4関係）。 2 この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとした。 3 施行日以後の日を開始日とする改正後の第14条の2第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。	
厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職員課 選挙管理委員会
1 投票所及び期日前投票所の投票立会人の従事体制の見直しに伴い、報酬額等の区分を追加することとした（第4条関係、第5条関係及び別表関係）。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。	
厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するほか、所要の措置を講ずることとした（第3条関係、第5条関係、第7条関係、第8条関係、第15条の3関係及び第16条関係） 2 この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとした。 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とすることとした。 4 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度におい	

て、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。 5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第7条の規定の適用については、同条第2項中 「 (5) 心身に著しい障害がある者 」 とあるのは 「 (5) 心身に著しい障害がある者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 」 と、同条第3項中「14,000円」とあるのは「12,000円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については4,000円とする」とすることとした。 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が別に定めることとした。 7 厚木市職員の育児休業等に関する条例及び厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、一部の規定を削るための改正を行うこととした。	
厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 本市の区域外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業等の業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給することとした（第2条関係、第10条関係、第11条関係、第12条関係及び第13条関係）。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。 3 厚木市職員の育児休業等に関する条例について、第18条の表の改正を行うこととした。	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるほか、所要の措置を講ずることとした（第19条関係及び第19条の4関係）。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。 3 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度までの年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。	
厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
1 建築基準法等の一部改正に伴い、審査手数料を改めるほか、所要の措置を講ずることとした（別表第1関係、別表第3関係及び別表第4関係）。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。	
厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	病院総務課
1 災害対応により、週休日及び休日並びに平日深夜に勤務した管理職手当の支給対象者に対し、管理職員特別勤務手当を支給することとした（第2条関係）。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。	
厚木市土砂等の適正処理に関する条例を廃止する条例	開発指導課

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、土砂埋立行為に係る本条例の許可対象が同法の許可対象に包含されるため、本条例を廃止することとした。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。 3 施行日前にされたこの条例による廃止前の厚木市土砂等の適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による許可の申請又は旧条例第7条第2項の規定による変更許可の申請であって、この条例の施行の際、現に許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例によることとした。 4 この条例の施行の際、現に旧条例第4条第1項の規定による許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第4条第1項の規定による許可を受ける者が行う土砂埋立行為に係る規制については、令和10年3月31日までの間（同日までに旧条例第15条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は令和10年3月31日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例によることとした。 5 施行日前に旧条例第15条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者（前項に規定する者を除く。）に係る報告の徴収及び立入調査については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例によることとした。 6 前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立行為又は命令に係る土砂埋立区域の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該土砂埋立区域のうち、当該許可に係る土地の区域については、前3項の規定は、適用しないこととした。 7 附則第2項から第4項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで、第23条第1項若しくは第2項、第39条第2項から第4項まで若しくは第42条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該土砂埋立区域のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項から第4項までの規定は、適用しないこととした。 8 この条例の施行前にした行為及び附則第2項から第4項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。	
厚木市議会の個人情報の保護に関する条例	議会総務課
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うほか、所要の措置を講ずることとした（第2条関係、第12条関係、第17条関係、第18条関係、第28条関係、第32条関係、第34条関係、第40条関係、第42条関係、第48条関係及び第51条関係）。 2 この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとした。	
公布日 令和7年3月31日	
厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
1 令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、厚木市市税条例を改める必要が生じた	

ための同条例の一部を改正することとした（第31条関係）。 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。	
---	--